

郡山市文化団体連絡協議会会則

第 1 条 本会は郡山市文化団体連絡協議会と称し、事務局を安積公民館安積分室内におく。

第 2 条 本会は文化団体相互の連絡協調を図り、郡山市文化団体連絡協議会加盟団体及び支部（以下「加盟団体」という）の活動を援助し活発ならしめ、郡山市の文化向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 郡山市民文化祭を開催し、各加盟団体間の連絡協調とその健全なる育成普及を図る。
- (2) 地方文化に対する調査研究を行い、その資料の交換整備に当たる。
- (3) 各加盟団体活動の円滑を期するため、会場・器物使用等の利便を図る。
- (4) その他の必要なる事業。

第 4 条 本会は第 2 条の目的に賛同する加盟団体を以て組織し、各加盟団体はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 条 本会の経費は各加盟団体の会費及び入会金及び事業収入・寄付金その他を以て充てる。

- (1) 会費・入会金は別に定め、金額の変更は総会の承認を必要とする。
- (2) 新加盟団体は機関承認と共に入会金を納入する。
- (3) 3年以上会費未納の団体は、自然退会とみなす。

第 6 条 本会に次の役員及び事務局を置く。

- (1) 会 長 1名、 副会長 4名、 常任理事 若干名
理 事（各加盟団体の代表1名） 会計監査 2名
- (2) 編集委員 若干名（委員長は互選による）
- (3) 事務局長 1名、 同次長、同局員 若干名

第 7 条 本会の役員及び編集委員、事務局員の選出方法

- (1) 前条(1)項は理事会（総会）の互選に於いて選出し、任期はいずれも2年とする。但し、再選を妨げない。
- (2) 前条(2)・(3)項は常任理事会の推薦により会長これを委嘱し、任期はいずれも2年とする。但し、再選を妨げない。

第 8 条 本会は理事会承認のもとに名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

第 9 条 本会の役員及び事務局の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、第10条(1)項による。
- (4) 常任理事は、第10条(2)項による。
- (5) 編集委員は、第10条(3)項による。

- (6) 会計監査は、会計を監査する。
- (7) 事務局長は、会長の命を受け事務局を総括する。
- (8) 事務局次長、局員は、事務局長のもと会務を処理する。

第10条 本会の理事会と常任理事会は、会長が招集し、編集委員会は、委員長が招集する。

- (1) 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、事務局長、事務局次長、で構成し本会の運営等について協議する。
- (2) 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、事務局長、事務局次長、で構成し会務を審議執行し、理事会に対して責任を負う。
- (3) 編集委員会は、文団連ニュース等を発行する。
- (4) 事務局次長は、総ての会議において発言することは出来るが、議決権はない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の予算並びに決算は、理事会の承認を求めなければならない。

第13条 本会の会議は、すべて出席者の過半数で決議される。但し、会則の改正は加盟団体の3分の2以上の承認を要する。

付 則

この会則は昭和29年9月25日より施行する。

昭和60年6月13日一部改正
昭和62年6月4日一部改正
昭和63年3月29日一部改正
平成5年3月25日一部改正
平成7年3月10日一部改正
平成8年4月26日一部改正
平成11年4月4日一部改正
平成13年4月15日一部改正
平成22年4月4日一部改正
平成27年4月19日一部改正
令和4年4月20日一部改正

別 記

本会の入会金は、金5,000円、年会費は、金6,000円とし平成28年度分から適用する。

(28.4.17)